

ご利用ください

固定資産税の縦覧・閲覧制度のご案内

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

－縦覧制度とは－

納税者が、他の土地や家屋の評価額との比較を通じ、自分の所有する資産の評価額が適正かどうか確認するための制度です。「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を見ることができます。※償却資産は、縦覧制度の対象外です。なお、土地・家屋ともパソコンでの縦覧となります。

▶縦覧できる人

固定資産税の納税者・納税義務者の代理人・納税管理人
※土地・家屋を所有していない人は縦覧できません。

▶縦覧期間

4月1日～5月31日
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

▶縦覧手数料

無料

▶縦覧場所

税務課資産税係（本庁1階）

－閲覧制度とは－

自分が所有する資産の評価を確認できる制度です。所有する土地・家屋を納税者ごとにまとめた固定資産税課税台帳（名寄帳）を見ることができます。

▶閲覧できる人

固定資産税の納税義務者・納税義務者の代理人・納税管理人
※借地人、借家人などの土地・家屋は、使用や収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）がある人。ただし、権利と無関係の土地・家屋は閲覧できません。

▶閲覧期間

年間を通して可能（手数料が必要）

▶閲覧手数料

1名義につき200円。縦覧期間中は無料で閲覧できますが、写しが必要な場合は枚数に応じて手数料（コピー代）が必要です。

▶閲覧場所

税務課資産税係（本庁1階）、市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所、市民サービスセンター

縦覧・閲覧時に必要なもの

▶個人の納税義務者

本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など。以下代理人も同じ）

▶法人の納税義務者

代表者印の押印がある委任状と代理人を確認できるもの

▶代理人

委任状と代理人を確認できるもの

ご存知ですか？「大麻」「植えてはいけないけし」のこと！

4～6月は自生けし・不正大麻撲滅運動月間です

☎ 地域支援課 ☎0823-43-1637

「大麻」は、昔から「あさ」と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されてきましたが、麻薬成分を含み、マリファナなどの原料になるため、栽培はもちろん、持っているだけで法律により厳しく罰せられます。しかし、20歳代を中心に依然として乱用目的で不正に大麻を栽培する者が後を絶たない状況にあり、大きな社会問題となっています。

また、「けし」は4月頃から美しい花を咲かせて私たちの目を楽しませてくれます。「けし」の中には、麻薬成分を含むため、一般には栽培が禁止されている種類「植えてはいけないけし」があります。知らずに栽培していたり、畑や空き地、道路端に自生していたりすることもあります。市内で自生している「植えてはいけないけし」の特徴は、花は薄紫色で、葉は長楕円形でギザギザしています。

「大麻」「植えてはいけないけし」を見かけたときや、見かけたけれど判断がつかないときは、広島県西部保健所呉支所衛生環境課 ☎0823（22）5400（内線2426）までご連絡ください。

植えてはいけないけし（アツミゲシ）の花と実▶



申請手続きなど、制度の詳しいことは、社会福祉課までお問合せください

新婚世帯の新生活を応援します(江田島市結婚新生活支援事業)

☎ 社会福祉課 ☎0823-43-1638

江田島市では、結婚に伴う新生活の経済的不安や負担の軽減を図るため、新婚世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しの費用に対し補助金を交付します。

対象となる世帯（以下のすべてに該当する夫婦が対象です。※その他の要件もあります。）

▶婚姻日が令和6年3月1日～令和7年3月31日の夫婦▶婚姻日の夫婦の年齢が39歳以下であること。

▶夫婦ともに江田島市に住民票がある、または夫婦のどちらかが江田島市に住民票があること（※住民票は、対象住宅の住所であること。）▶夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。（奨学金の返還を行っている場合は、奨学金の返還額を控除します。）▶補助金の交付を受けた日から、夫婦ともに3年以上、江田島市に居住する意思があること。▶夫婦ともに江田島市市税を滞納していないこと。▶これまでに、この制度の補助を受けたことがないこと。また、国や江田島市が行う類似の補助を受けたことがないこと、または受ける予定がないこと。

対象となる費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日に支払った次の①から④の経費

①住宅の取得費用…婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した建築または購入した費用（仲介手数料、土地の購入費用は除きます。）※婚姻に伴う取得費用に限ります

②住宅の賃借費用…賃料、敷金、礼金、共益費、保証金、仲介手数料（駐車場代は除きます。）※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当を除いた額となります。

③引っ越し費用 …婚姻日の1年前から申請日までの間に行った家財等の運搬費用で、引っ越し業者や運送業者に支払ったもの。※婚姻に伴う引越費用に限ります。

④リフォーム費用…婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した修繕、改築、増築、設備の更新等の費用

補助金額

①婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下：上限30万円
②婚姻日の年齢が、夫婦ともに29歳以下：上限60万円
※令和6年4月1日から令和7年3月31日に支払った費用が、補助金の上限に達しない場合は、翌年度に限り、補助金の上限額に達するまで継続補助します。

参考（対象期間）

婚姻期間：令和6年3月1日～令和7年3月31日（対象世帯）
対象期間：令和7年3月31日まで（住宅購入、リフォーム、賃貸借契約締結、引越し）
支払期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（ローン、リフォーム費用、家賃、引越し費用など）

申請不要

水道料金の基本料金を減免します

☎ 広島県水道広域連合企業団江田島事務所 ☎0823-43-3311(代)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に対する経済支援として、水道料金の基本料金を減免します。

減免の対象となるのは用途が家事専用と認定されている方です（※官公庁・学校・病院・営業・工場・臨時は減免の対象外です）。減免となるのは基本料金のみで、メーター使用料および基本水量を超えて加算される超過料金は減免対象外です。減免期間及び減免金額：令和6年3月に使用した基本料金※基本料金を減免した額での請求となります。

※下水道使用料は減免対象外です。

減免期間の水道料金の試算例

【メーター口径が13mmで使用水量が35㎡／2ヶ月（基本水量を19㎡超過）の場合】

	通常	減免後
基本料金	3,100円	1,550円
超過料金	4,655円	4,655円
メーター使用料	200円	200円
消費税	795円	640円
合計	8,750円	7,045円